

平成 18 年 2 月 9 日

南伊豆町長 鈴木 史鶴哉 様

南伊豆町行政改革推進委員会  
会 長 渡 辺 幸 雄

### 南伊豆町の行政改革に関する答申

当委員会は、9月8日に南伊豆町の行政改革の推進に関する事項について町長からの諮問を受けました。当委員会における審議は5ヶ月間という短い期間ではありましたが、公募委員を含めた8名の委員それぞれがこの行政改革という大きな問題に真剣に取り組み、活発な意見交換のもと慎重審議を重ねてまいりました。

当委員会の審議においては、南伊豆町の行政改革について、従来のような行政主導による行政組織内部の効率化や単なる歳出削減に重きを置いた改革から一步前進した『住民と行政の協働による真のまちづくり』を推進する視点に立った改革を実行していく必要があるとの考え方が導き出されました。

今後の行政改革にあっては、本答申の趣旨を尊重いただき、町民との協働の下、一層強力に推進し、新たな行政システムの構築により現在の危機的状況の脱却を図り、『希望の持てるまちづくり』を推進するため、積極的かつ継続的に取組まれるよう要望し、ここに答申いたします。

### 南伊豆町行政改革推進委員会

(会長)	渡 辺 幸 雄
(会長職務代理者)	保 坂 好 明
(委員)	大 野 千 賀 子
(委員)	佐 藤 保 孝
(委員)	清 水 清 一
(委員)	中 川 洋 子
(委員)	藤 田 仁 郎
(委員)	山 本 幸 雄

南伊豆町の行政改革に関する答申  
(概要版)

南伊豆町行政改革推進委員会

## 目 次

行政改革の基本的な考え方	1
基本姿勢	1
1 町民の視線で全ての事務・事業を点検	～改革は町民の視線で～ 1
2 役場並びに関係団体の組織を再点検	～スマートな組織を目指す～ 1
3 全職員が意欲的に改革に取り組む	～職員意識を高めよう～ 1
4 町民と共に改革を推進	～地域の知恵と力を結集～ 2
具体的方策	2
推進項目1 行政の担うべき役割の重点化	2
【視点1】 住民参画推進体制の確立	2
【視点2】 民間委託等の推進	3
【視点3】 指定管理者制度の活用	3
【視点4】 公営企業等の経営健全化	3
【視点5】 地域協働の推進	4
推進項目2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築	4
【視点1】 行政評価システムの構築と活用	4
【視点2】 的確な行政ニーズの把握と政策形成機能の強化	5
【視点3】 機能的で効率的な組織の構築	5
推進項目3 定員管理及び給与の適正化等	5
【視点1】 定員管理の適正化	6
【視点2】 給与の適正化	6
推進項目4 人材育成の推進	6
推進項目5 公正の確保と透明性の向上	7
推進項目6 電子自治体の推進	8
推進項目7 人口増加と少子高齢化社会への取組み	8
推進項目8 自主性・自立性の高い財政運営の確保	9
【視点1】 経費の節減合理化等財政の健全化	9
【視点2】 補助金等の整理合理化	10
【視点3】 公共工事の適正化	10
【視点4】 公的施設の見直し	11
【視点5】 自主財源の確保	12
推進項目9 議会改革	12
推進項目10 危機管理への対応	13
行政改革大綱の策定及び行政改革の推進に当たって	13
今後のまちづくりのために	14
(参考 新しい公共空間の形成のイメージ)	15
委員会会議等開催経過	16
南伊豆町行政改革推進委員会委員名簿	17

## 行政改革の基本的な考え方

南伊豆町では、昭和 60 年に「南伊豆町行政改革大綱」を策定し、同大綱の見直しを図りながらこれまで行政改革に取り組んできたところであるが、本町の財政状況は更に悪化の一途をたどっており、平成 20 年度には基金の残高がほぼ底をつき、翌年度からは毎年赤字との予測もされている。また、地域経済においても依然として好転の兆しが見えないことなどから、行政改革の取組状況に対する町民の視線は非常に厳しいものとなっている。更に少子高齢化による人口減少時代に入り、地方における行政機関の役割そのものについても大幅な改革が求められている。

今後、地方行政においては多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応し、より効果的かつ円滑にまちづくりを推進していかなければならず、そのためにはこれまでのような行政主導の手法について抜本的な見直しを図り、町民自らがまちづくりを進めるといふ真の住民自治を確立するため、町民と行政がまちづくりビジョンを共有し、より良いパートナーシップに基づく町民・行政協働によるまちづくりを推進しなければならないものとする。

本町における今後の行政改革の推進に当たっては、町長の強力なリーダーシップの下、行政と町民が一体となり、希望の持てる南伊豆町のまちづくりのため、積極的かつ継続的な行政改革の推進に取り組まれるよう要望するものである。

### 基本姿勢

今後の行政改革の推進に当たっては慣行や通例にとらわれず、常に改革の姿勢で臨むこと。

- 1 町民の視線で全ての事務・事業を点検** ~ 改革は町民の視線で ~  
聖域や例外を設けることなく全ての事務・事業について点検を行い、常に町民の視点からその必要性を検証すること。  
なお、改革の取組み状況については積極的に町民に公表していくこと。
- 2 役場並びに関係団体の組織を再点検** ~ スマートな組織を目指す ~  
各課、各機関等の連携体制の強化を図りつつ、相互抑制が効果的に機能する組織体制を確立すると共に職員の意識改革の支援、職員の勤務意欲を高水準で維持することのできる組織を構築すること。また、全ての外郭団体、支援団体等についてその必要性、規模等の再点検を行うこと。
- 3 全職員が意欲的に改革に取り組む** ~ 職員意識を高めよう ~  
改革の主体者であるとの認識のもと、常に目的を見据え業務に取り組むと共に自己研鑽に励み町民の負託に応え得る能力の維持に心がけること。

#### 4 町民と共に改革を推進 ～地域の知恵と力を結集～

真の住民自治の確立を目指し、それぞれが自立した主権者として、また、行政改革を進める町の監視役として直接的な行政への関与を強く望みます。

なお、町が目指す小さな行政は、町民の理解と協力による“協働”を基として初めて実現するものである。これまで行政サービスとして行われてきた事業についても、今後は町民の立場から積極的に参画するなど、自らの役割を果たしていくことが求められると考えます。

#### 具体的方策

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日付け総務省通知。以下「地方行革指針」という。）では、「行政改革大綱に基づいた、わかりやすく、具体的な取組みを明示した計画（集中改革プラン）を策定し、公表すること」としていることから、当委員会においても、国の示した地方行革指針を基本に検討を行った。

#### 推進項目1 行政の担うべき役割の重点化

町は民間委託、指定管理者制度の有効活用等により行政のスリム化を図りつつ、一方では「<sup>1</sup>新しい公共空間」を形成する基盤となるべき環境の整備についても極めて緊急の課題として捉え、次の視点から取り組むこととされたい。

#### 視点1 住民参画推進体制の確立

- 方策1 <sup>2</sup> NPO団体やボランティア団体の設立及び活動の支援を行うこと
- 方策2 住民参画を支援するまちづくり拠点を整備すること
- 方策3 行政情報を積極的、効果的に町民に提供すること
- 方策4 <sup>3</sup> 職員による出前講座等の実施による行政情報の提供を図ること

住民参画を推進するためには、行政と町民とが相互に理解を深めることが重要である。町は町民への情報提供を一層推進することにより行政への理解を求めると共に積極的に住民組織に出向き、住民参画の支援を行いながら町民の意識についての理解を深める努力をするべきである。

---

1 新しい公共空間・・・住民団体、NPOなどの多様な主体により担われる『公共』（P15 イメージ参照）  
2 NPO・・・〔nonprofit organization〕非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体  
3 出前講座・・・町の職員が講師として地域に出向き町の事業や施策等について説明すると共に意見を伺うことなどを目的とする。

## 視点2 民間委託等の推進

- 方策1 定例的業務や反復業務などの民間委託を推進すること
- 方策2 高度な技術や専門知識を要する業務の民間委託を推進すること
- 方策3 委託団体選定方法の適正化及び明確化を図ること
- 方策4 同種業務については一括での委託を行うこと

現業部門における民間委託は公正性・透明性の確保について十分な措置を講じたうえで、より積極的に推進していくこと。一方、保育・教育など次世代を担う子供たちの育成に携わる部門については、慎重な検討が必要であり、単に経費削減の観点からのみの検討により委託の実施を図るべきではない。

## 視点3 指定管理者制度<sup>4</sup>の活用

指定管理者制度導入の検討が必要と考えられる施設として、次の施設を挙げ積極的な検討を望むものである。

なお、現在自主運行バス事業により業務委託を実施している町内のバス路線について、町営化及び本制度による運営を調査研究することが望ましい。

- ・ 銀の湯会館、みなと湯
- ・ 図書館
- ・ 清掃センター

指定管理者制度の活用にあっては、その効果、業務委託との比較などさまざまな角度からの検証を行うべきである。

なお、指定管理者の指定にあっては、原則公募によることとし、その選定にあっては条例等に基づき公正性・透明性の確保に努めると共に、より優れた団体を指定できるよう募集方法、選定基準についても定期的な見直しを図るべきである。

## 視点4 公営企業等の経営健全化

### 水道事業について

町民の生活を支えるために安全な水を安定して供給していく必要から、老朽化した施設の更新、災害対策などその維持管理に要する費用は今後も増加するものと考えられる。安定した水道事業を継続するために水道料金未納者対策の強化や水道料金体系の見直し、徹底したコスト削減などに取組むこと。

### 下水道事業について

下水道事業を健全に運営していくためには65%以上の接続率が必要であると考えられるが、現在のところ建設事業も中途であることから約53%の接続率となっている。今後は下賀茂地区の工事が予定されているが、接続率の予測等を再度見直し

---

4 指定管理者制度・・・平成15年の地方自治法改正により創設された、それまでの管理委託に変わる公共施設の管理に関する新たな制度

事業期間の延長を検討するべきである。また、状況によっては今後の計画そのものの廃止も含めた検討を行うべきである。

#### 視点5 地域協働の推進

- 方策1 広報及び公聴活動の充実を図ること
- 方策2 政策等の意思決定過程における情報の積極的な公表を行うこと
- 方策3 患者輸送バス事業及び自主運行バス事業の見直しを図ること
- 方策4 ゴミ処理費用の住民負担の検討(環境施策の費用見直し)を行うこと
- 方策5 <sup>5</sup>パブリック・コメント制度や住民アンケートを実施すると共に各種委員等の公募を推進すること
- 方策6 職員意識の改革(直接的サービスから間接的サービスへ)を図ること

今後は行政の運営や施策そのものについても町民が積極的に意見を述べ、その実施についても積極的に参加できるような体制作りを推進し、町民と行政が協働でまちづくりを進めていくべきである。

また、活用が検討されている旧厚生省薬用試験場において施設整備を行う場合、<sup>6</sup>その他施設の建設事業等を計画する場合にはPFI手法による実施についての検討も行っていくべきである。

### 推進項目2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築

本町における行政の組織機構は時代の変化に合わせ、常に町民の要請に答え得る簡素で効率的なものとなるよう改善が図られてきた。今後、町において処理する事案は更に高度化・専門化し、一人の職員にかかる負担は飛躍的に増大するものと考えられる。今後町においては次の視点に基づき、行政組織の再構築を図ると共にその組織を構成する職員の能力の向上を図り、その能力を最大限に発揮できる組織作りに取り組むこと。

#### 視点1 行政評価システムの構築と活用

本町における行政評価の導入にあっては、目標管理を重視した絶対評価を行うこととし、より簡素で明快な評価を全ての事務・事業を対象に実施し、主要な事業については評価委員会等による詳細な評価を実施するなどにより、事業の重点化を図るべきである。

---

5 パブリック・コメント制度・・・行政の計画、施策などについて、町における意思決定の前に広く町民に公表し、意見や提案等を求め政策等に反映させることを目的とした制度

6 PFI手法・・・[private finance initiative] 公共部門が実施していた社会資本整備について、民間の資金、経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で行う手法

## 視点2 的確な行政ニーズの把握と政策形成機能の強化

- 方策1 長期計画の見直しを行うこと
- 方策2 地域懇談会及び住民説明会を定期的を実施すること
- 方策3 窓口受付時間の延長を行うこと
- 方策4 組織内研修や職員意見交換会を定期的を実施すること
- 方策5 プロジェクトチームや庁内委員会の積極的活用を図ること
- 方策6 行政評価システムの活用を図ること

これからのまちづくりは、常に住民のニーズを的確に把握したうえで町民と共に計画を策定しその実施に当たっていかなければならない。そのためには行政が積極的に地域に出向き地域の住民と率直な意見交換を行うべきである。

このため町では組織内部における情報の共有化を徹底し、職員間の意見交換の活発化を図り、職員においては自らが情報収集を行うなどその知識の拡大を図ると共に法務、分析、企画、説明、交渉等の能力向上を図っていかなければならない。

## 視点3 機能的で効率的な組織の構築

- 方策1 組織機構の見直しを行うこと
- 方策2 組織内部共通事務の集中化を図ること
- 方策3 業務委託や臨時職員、行政支援ボランティア等を効果的に活用すること
- 方策4 決裁事務の簡素化を図ること
- 方策5 O A 機器を有効に活用すること
- 方策6 職員の<sup>7</sup>臨時応援体制の活用を促進すること

職員数の縮小に伴い組織機構の再編、事務の集中化、外部委託並びに臨時職員や<sup>8</sup>再任用職員、行政支援ボランティア等の効果的活用、O A 機器の活用や決裁事務の簡素化、組織相互間の臨時応援体制の活用による柔軟な組織運営を推進し機能的で効率的な組織を構築していくべきである。

## 推進項目3 定員管理及び給与の適正化等

本町ではこれまでも職員の削減に取り組んでおり、平成17年度当初における職員数は156人となっている。今後は行政の規模縮小が更に進んでいくことが予想され、本町においても財政状況などから一層の人員削減・人件費削減が進むものと推測される。

今後は次の視点に基づき、定員・人件費の適正化を図ると共にその状況について町

---

<sup>7</sup> 臨時応援体制・・・課の繁閑に合わせて課の枠を超えた柔軟な応援体制を組むこと

<sup>8</sup> 再任用職員・・・定年退職者等で、1年を超えない範囲で任期を定めて再任用された職員



民に分かりやすい形で他市町村、民間等との比較を交えながら定期的に公表していくこととされたい。

### 視点1 定員管理の適正化

- 方策1 定員適正化計画<sup>9</sup>の策定及び公表を行い、同計画に基づき行動すること
- 方策2 職員の業務内容の見直しを行うこと
- 方策3 臨時職員、再任用職員等の雇用バランスを維持しつつ、効果的活用を図ること

本町は、人口1,000人当たりの職員数が県下で2番目の多さとなっている。今後においては職員について、計画的な人員削減を進めながら一方では町民と行政の協働の基盤整備に力を注いでいくこととし、より一層簡素で効率的な行政執行体制の確立を目指し、職員の業務内容を再度精査したうえで適材適所の人員配置を行うと共に臨時応援体制や行政支援ボランティア等の活用を推進するなどにより5年間で25人(16%)の削減を図ること。

### 視点2 給与の適正化

- 方策1 勤務評価制度の導入及び活用を図ること
- 方策2 給与体系の見直しを図ること
- 方策3 手当等の見直しを行うこと
- 方策4 職員数・給与等の状況の定期的な公表を行うこと
- 方策5 組織内臨時応援制度、行政支援ボランティア等活用の推進を図ること

<sup>10</sup>平成17年の人事院給与勧告では『給与構造の改革』として、勤務評価制度の実施を明示していることなどから、本町においても今後は、職員の能力や業績を公正に評価するシステムを確立し、その結果を給与にも反映させると共に能力本位、適材適所の人員配置を徹底する必要がある。また、予算の約25%を占める人件費について、人員削減や手当等の見直しなどにより5年後には平成16年度決算比31%（一般財源ベースで約3億3千万円）の削減を図ること。

## 推進項目4 人材育成の推進

地方分権が進むと共に住民ニーズが多様化・高度化する中、職員の資質及び能力の一層の向上が求められている。今後においては職員研修制度の充実、職員自らが独自

---

9 定員適正化計画・・・地方公共団体における職員の定員の適正化を計画的に推進するために地方公共団体において策定する計画

10 人事院給与勧告・・・国家公務員の給与について民間比較等を行いそれに基づく勧告を行う。地方公共団体（町村）においてはこの勧告に基づき給与改定等を行う団体が多い。

で取組む研修等その能力開発を支援する体制の構築を図ると共に組織内の風通しを良くし、職員全てが共通の目的に向かって自らの持つ能力を最大限に発揮し業務あたることのできる体制の整備に取組むこととし、倫理規定の整備など職員の公務員としての倫理観維持についても組織的に取組むこと。

また、職員については、常に自己研鑽に励み、謙虚な気持ちと豊かな発想で自らの改革と業務の改善に取組み、町民の負託に応え得るよう努力していくこと。

なお、町民については、これまでの行政依存の意識を改め、自らが南伊豆町のまちづくりを担う者として積極的かつ効果的な行政参加が望まれる。

- 方策 1 行政の目的、町の方針等に基づいた事務目標の設定及び評価の制度化を図ること
- 方策 2 <sup>11</sup> 人材育成基本計画の策定及び公表を行い、同計画に基づき行動すること
- 方策 3 職員提案制度の充実、推進を図ること
- 方策 4 <sup>12</sup> 地域協働推進員制度の創設を図ること
- 方策 5 NPO団体、ボランティア団体、まちづくり団体等の設立及び活動の支援を行うこと
- 方策 6 <sup>13</sup> 町民人材バンク登録制度等による地域力の活用を図ること

## 推進項目 5 公正の確保と透明性の向上

公正性・公平性を確保するために、公共事業に関する入札等の適正な執行、町税等の未納者に対する行政サービスの需給制限や強制処分の執行、公的サービスの受益者負担の適正化を図ることなどのほか、常に公正・公平をその旨とする行政の原点に立った視点で事務・事業を進めることが重要である。

また、情報公開の一層の推進を図ると共に広報やホームページ等様々な媒体を利用した町民に分かりやすい形での情報提供をタイムリーに行っていくこととし、特に町民が大きな関心を寄せる町の財政状況や行政運営の方向性を示す資料については必要に応じて住民説明会等を交え、職員の給与等の実態に関する資料や交際費支出の状況等については定期的に町民に提供していくこと。

- 方策 1 入札執行体制の充実を図ること
- 方策 2 町税等未納者対策の強化（行政サービスの需給制限、強制処分）を図ること

---

11 人材育成基本計画・・・地方公務員法の改正により地方公共団体に義務付けられた「人材育成に関する基本方針」に基づき策定する実施計画

12 地域協働推進員制度・・・町における地域住民との協働によるまちづくりを進めるためのリーダーとなる人材を登録・活用する制度

13 町民人材バンク登録制度・・・様々な能力、特技等を持つ町民を把握し、その能力等をまちづくりに活用するための登録制度

- 方策3 税外諸収入の徴収体制の強化(滞納処分体制の整備、徴収事務の一元化)を図ること
- 方策4 施設使用料等の減免基準の明確化を図ること
- 方策5 広報、ホームページ等の充実を図ること
- 方策6 財政状況、職員の給与実態、交際費支出状況等の公表を行うこと
- 方策7 情報交換スペース等の設置、図書館における町関係図書等の充実を図ること

## 推進項目6 電子自治体の推進

IT社会の進展、<sup>14</sup>電子政府の推進に伴い地方においても急速にIT化が進んでいることから、本町においても町内のインターネット環境を整備すると共に<sup>15</sup>デジタルデバイドの解消に努める必要がある。今後においては、基盤整備を急ぎ、インターネットを利用した各種申請・届出、公共施設予約等システムの構築、電子入札の導入についての検討、個人情報保護等<sup>16</sup>情報資産の保全体制の強化、業務におけるOA機器の有効利用を図ると共に戸籍の電子化、電子決裁の導入等についても更に研究を進めること。

また、IT社会における『新たな町の顔』とも言うべき町の公式ホームページの充実を図り、その魅力度の向上に努めること。

- 方策1 町内インターネット環境基盤の整備を図ること
- 方策2 IT格差の是正に努めること(有料によるIT講習会の開催等)
- 方策3 町公式ホームページの充実を図ること
- 方策4 インターネット利用可能施設の整備(公的施設、補助制度の検討)を行うこと
- 方策5 電子申請・電子予約・電子入札システムの導入を図ること
- 方策6 情報資産の保全措置(セキュリティシステムの強化、職員研修等)を講ずること
- 方策7 戸籍の電子化、電子決裁の導入を推進すること

## 推進項目7 人口増加と少子高齢化社会への取組み

本町においては人口が1万人を割り込むことが必至な状況であり、今後減少し続ける人口に歯止めをかけ増加に転換させるためには、幼児・児童の安全対策、子育て支

<sup>14</sup> 電子政府・・・国の進めるIT政策。行政のIT化を推進し、申請、届出等のオンライン化などによる効率化を図る。

<sup>15</sup> デジタルデバイド・・・パソコンやインターネットなど情報通信技術の使用の可否によって生ずる格差

<sup>16</sup> 情報資産の保全・・・個人情報はじめとした町の保有する情報の安全確保措置

援環境や住環境の充実による若年夫婦層の転出の防止、更には転入の促進を図ること。  
また、雇用先確保等の観点からも引続き企業誘致や起業支援に取り組むこと。

なお、本町には現在 34 の行政区があるが、その構成世帯数について大きな格差を生じているばかりでなく、行政区としての機能を維持していくのが困難と考えられる状況も生じている。世帯数の論理による画一的な統廃合を望むものではないが、行政区の格差を解消するための方策を検討する必要があると考える。

- 方策 1 保育等児童福祉施設の充実を図ること
- 方策 2 地域による幼児・児童の見守り体制を整備すること
- 方策 3 町内移住者等受入れ体制の整備（移住相談・結婚支援窓口）を図ること
- 方策 4 移住者や定住者向け土地・住宅の整備の検討を行うこと
- 方策 5 既移住者からの意見聴取及び P R 活動への協力要請を行うこと
- 方策 6 行政区再編の検討を行うこと
- 方策 7 災害時等一時避難受入体制の確立及び P R を行うこと

## 推進項目 8 自主性・自立性の高い財政運営の確保

地方自治体の財政状況は、国の三位一体改革の影響などを受け更に弱体化が進み、多くの地方自治体が危機的な財政状況に陥っている。本町においては、静岡県の実施した『小規模市町村等行財政運営診断』による調査結果では、平成 20 年度には基金もほぼ底をつき、翌年度からは収支がマイナスに転じるとの報告がされている。今後においても交付税等依存財源が減少する中、当面は大幅な税収の伸び等による自主財源の増加も見込めないことから、財政運営の基本である「入りを図りて出を制す」を常に念頭に置き、次の視点から一層の歳出削減を図ることにより財源不足を補いつつ新たな歳入確保の戦略を立てるべきである。

### 視点 1 経費の節減合理化等財政の健全化

- 方策 1 下水道事業予算のフラット化、加入促進を図ること
- 方策 2 定員適正化計画に基づく計画的な人員削減に取り組むこと
- 方策 3 経常的経費（需用費、役務費、使用料等）の節減を図ること
- 方策 4 事業の重点化を図ること
- 方策 5 職員の意識改革（財政状況の把握、コスト意識の育成）を図ること

本町の財政状況の推移を見ると、今後工事費等の削減による歳出の大規模な減少はそれほど見込めず、歳出を抑える手段は主に事務・事業の合理化などによる経費の節減や人件費の削減に限定されるものと考えられる。今後においては、下水道建

---

17 予算のフラット化・・・工事期間を延長することにより、単年度における歳出を削減する方策

設事業予算のフラット化、建設事業の凍結・延期など単年度歳出の削減を図ると共に事務・事業の合理化、人員削減など長期に亘り削減の効果が期待できる手法を計画的に取入れるべきである。

## 視点2 補助金等の整理合理化

- 方策1 補助対象事業及び補助金額の総点検を行うこと
- 方策2 予算編成方法の見直し（事業別<sup>18</sup>予算から総枠<sup>19</sup>予算へ）を行うこと
- 方策3 補助事業の方針、補助基準等の明確化を図ること
- 方策4 補助対象事業等の評価に基づく補助の重点化を図ること
- 方策5 補助事業の実施状況等の公表を行うこと

平成16年度において本町が支出した補助金は、85事業に対して約2億2千7百万円となっており、平成16年度決算額の約5%となっている。今後補助事業費においては、その総額に上限額を定め、それぞれの補助事業の必要性等に応じて配分する方式への変更を行うこと、補助対象事業全体の見直しによる重点化を図り、その必要性に応じ最低限の補助を行っていくことなどにより5年間で更に30%程度の削減を求めるものである。

なお、町の補助金を受ける団体等にあっては、一層の自主財源の確保に努めると共に効率的な事務運営を図りつつ補助対象事業の充実に取組まれない。

## 視点3 公共工事の適正化

- 方策1 住民ニーズの的確な把握、客観的優先順位に基づき施工すること
- 方策2 ホームページを活用した発注予定及び入札結果の公表を行うこと
- 方策3 公共工事に伴う分担金の見直しを行うこと
- 方策4 電子入札の導入を図ること
- 方策5 品質確保のため<sup>20</sup>工事成績<sup>20</sup>評価の導入を図ること
- 方策6 PFIの導入を検討すること
- 方策7 公共工事コスト削減対策に関する行動指針を策定すること

公共工事の発注等については、入札・契約適正化の基本原則である『透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施行の確保・不正行為の排除』の徹底を図ると共に<sup>21</sup>指名参加願<sup>22</sup>の随時受付、予定価格の公表、一般競争入札などの導入についての検討

---

18 事業別予算・・・補助対象事業のそれぞれを1事業として取扱う予算編成方法

19 総枠予算・・・補助対象事業を全体で1事業として取扱う予算編成方法

20 工事成績評価・・・町が発注する請負工事の施工状況について評価を行い請負業者の選定の適正化、工事の質向上を図る。

21 指名参加願・・・町が発注する工事等の指名競争入札に参加しようとする業者が町に対してその資格審査を申請すること

22 予定価格の公表・・・町が発注する工事等の落札上限価格（見積金額）を公表すること

を行い、不正等の疑念を抱かれることの無いようその公正性、公平性の確保に努められたい。

なお、公共工事の実施に当たっては、計画や設計の見直し、新工法の導入の検討<sup>23</sup>などによりその工事コストの軽減に努めると共に施設自体のライフサイクルコストを抑えることによる総合的なコスト削減に取組まれたい。

#### 視点4 公的施設の見直し

##### 役場庁舎について

老朽化が進む役場庁舎については、耐震性の問題からも建替えの検討がなされてきたところであるが、現状の財政状況及び町を取巻く状況から新庁舎の建設について住民の同意は得られないものと考えられ、新庁舎の建設に踏切るとは非常に困難な状況であるとする。

##### 銀の湯会館等について

銀の湯会館は現在比較的良好に経営が行われているが今後は利益の減少も懸念されることから、今後一層のサービス向上が求められる。

また、指定管理者制度の導入については、今後においても十分に検討を行ったうえで推進を図ることとされたい。

なお、指定管理者制度の導入については、銀の湯会館のほか、みなと湯、図書館、清掃センターなどについてもその可能性について検討を進めていくこと。

##### 体育施設について

町営の体育施設については、施設のPRを行うなど、その稼働率の向上及び使用料の適正な徴収を徹底し、歳入の増加に努めると共に施設のライフサイクルコストの軽減に努力されたい。

##### 教育施設について

学校等の教育施設は、補助金を受けて建設された経緯から町の都合に合わせて使用形態の変更を行うことができない期間が定められている。これらも含めて統合問題の検討を行っているところであるが、児童・生徒の状況、町の財政状況等を考慮し統合予定時期の前倒しもやむを得ないと考えるものであり、施設使用形態変更の可能性について様々な角度から再検証を行うなど一層の努力を求める。

##### 保育施設について

保育施設については、現在利用している4保育所全てにおいて老朽化が進み耐震性に欠ける状態となっているが、町の財政状況などからも新たな施設の建設は困難な状況であるため、学校統合による空き校舎の利用、保育所の統合の検討を進めるほか、<sup>24</sup>幼保一元化についても積極的な検討を行うこと。

<sup>23</sup> ライフサイクルコスト・・・建物の企画、設計、建設、運用、解体までの当該建物にかかる一連の費用

<sup>24</sup> 幼保一元化・・・学校教育施設としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所の機能を統合し、保育負担の軽減や施設の効率的運営を図る。

なお、東海地震等の発生も懸念されている中、保育施設の安全性の確保について早急な対応が求められることから学校及び保育所の再編、施設の見直しの時期について再度検討を実施すること。

#### 下水道施設について

現在整備中の下水道施設について、今後は下賀茂地区の工事が予定されているが、更なる財政状況悪化の要因ともなりかねないことから、接続率の予測等を再度実施し、状況によっては今後の事業計画の見直しを行うこと。

#### 旧厚生省薬用試験場について

町においてはその利用方法等について様々な機関を通して検討を進めているが、町のほぼ中心に位置し、2億円もの費用を投じて取得した同地を活かす方を早急に計画することは現在の町に課せられた大きな課題である。今後、計画の検討を進めるに当たっては、広く町民等からの意見を伺いながら町の将来像を見据えた上で本町の特色を最大限に発揮し、町民の誰もがその恩恵を被ることのできる施設として整備されたい。

なお、新たな施設の建設を行う場合においては、従来の方法のほかPFI手法などの新たな方法の活用についても検討を実施すること。

### 視点5 自主財源の確保

財政を運営するために必要な予算のうち自主財源が約33%となっている本町の中において、町税の滞納は年間予算額の約3.7%（約4千9百万円）発生している状況であり、過去からの滞納繰越分や水道料金などを合わせると約2億9千7百万円にも及んでいる。このような状況を改善するため、町税等の滞納の削減対策に早急に取り組むこと。

また、新たな財源としての税に関する研究や未利用の町有地を利用した<sup>25</sup>定住促進住宅の建設や土地そのものの売却、町の施設やホームページ等を利用した広告収入などについての研究を行うこと。

## 推進項目9 議会改革

町議会においては、その独立性を尊重し議会内における自律を期待するものでありますが、現在12名の定員に対し2名の欠員を生じている議員数については今後においても引続き検討を行い、人口千人に一人程度の議員数を目安に削減に取り組む必要があると考えます。

また、各地方議会の改革が進む中、活性化に取り組んでいる本町の議会運営について、今後も調査研究を続け更なる改革の推進に取り組まれるよう要望します。

---

<sup>25</sup> 定住促進住宅・・・町民や町に転入し、居住を希望する者の住宅不足の解消、人口の増加及び定住化の促進を図るために町が建設し賃貸又は分譲する住宅

なお、近年議会傍聴者数が増加するなど町民の議会に対する関心が高まってきておりますが、今後においても町民は議会の改革についても積極的に関与し支援していくことを望みます。

## 推進項目 10 <sup>26</sup> 危機管理への対応

大規模地震災害想定地域の中に存在する本町において、必ず起きるといわれている東海地震に対する備えは行政における最も重要な課題の一つである。また、最近の世界情勢の変化により、今後においてはこれまでに想定し得ない不測の危機も生じようとしているが、このような危機については必ずしも十分な対策が講じられているとはいえず、一旦発生した場合の対応の遅れや不備は町民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、危機の把握と危機管理体制の充実・強化を早急に図ることとされたい。

- 方策 1 危機の予測及び危機対応マニュアルを策定すること
- 方策 2 コンピューター等のセキュリティ強化を図ること
- 方策 3 危機対応訓練を実施すること
- 方策 4 危機対応組織を整備すること
- 方策 5 職員の意識改革（状況の把握等）を図ること
- 方策 6 他自治体等との災害時連携体制の強化を図ること

### 行政改革大綱の策定及び行政改革の推進に当たって

私たち行政改革推進委員会委員は、この行政改革推進委員会での審議を通して本町の置かれた状況と町の行政改革への取組み、全国的に取組まれている行政改革の状況等について積極的に情報を収集し様々な討議を通じて、自らの知識として取入れ、それらを本答申に反映させました。町においては新たな行政改革大綱の策定に当たっては本答申の趣旨を尊重いただいたうえで策定し、同大綱に基づいて緊急かつ継続的に、町長の強力なリーダーシップの下、全職員が一丸となって取組まれるよう切望します。

なお、町における今後の行政改革への取組み状況について、定期的に本委員会に報告すると共に町民への公表を行うよう求めます。

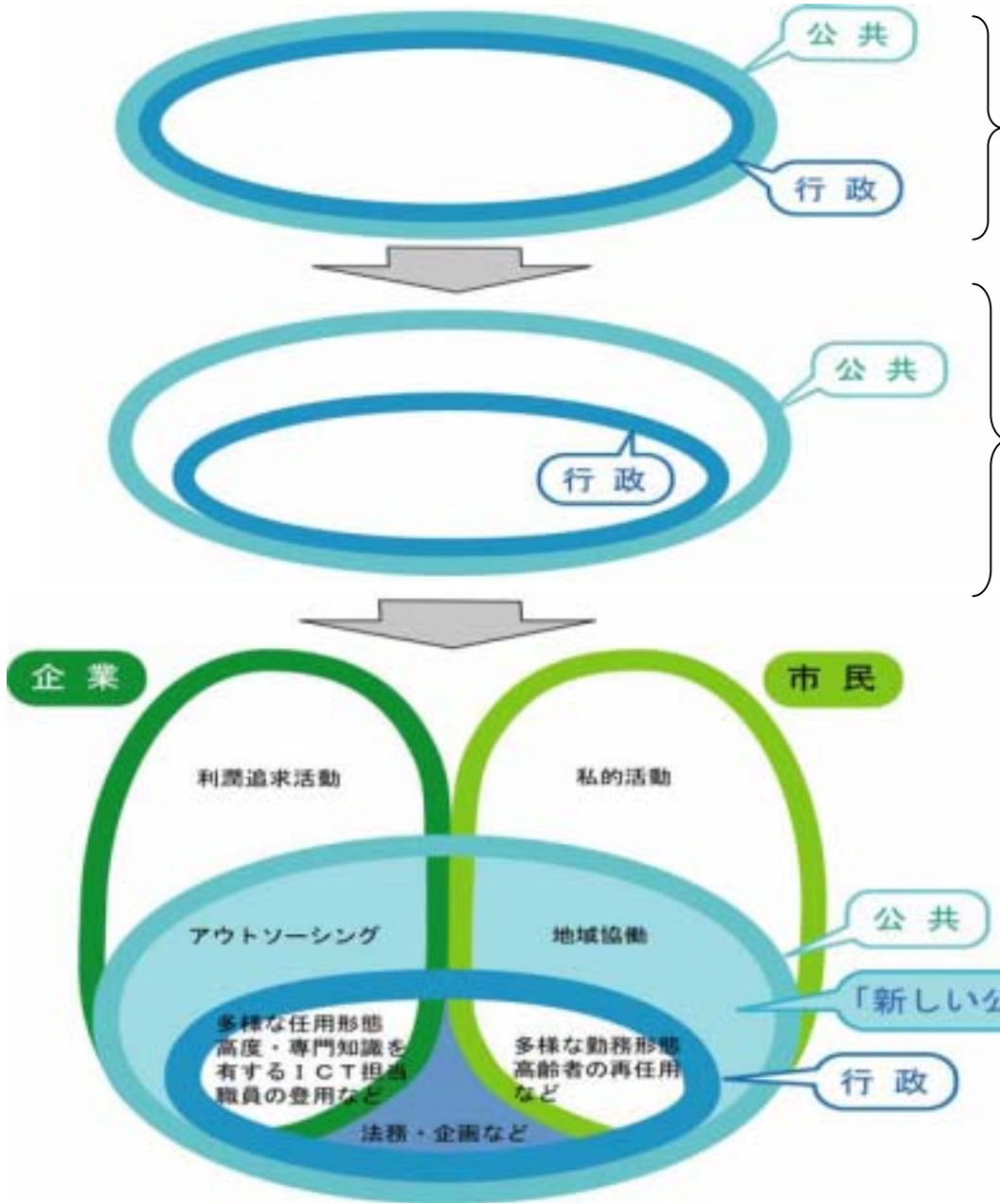
---

<sup>26</sup> 危機管理・・・大地震などの自然災害その他不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策



## 今後のまちづくりのために

行政改革はまちづくりに繋がり、まちづくりは住民福祉の向上のための手段となるものであると考えます。少子高齢化及び地方分権が進む中、本町の美しく豊かな自然、独自の文化を守り、後世に伝えることができるか否かは現在の議会、行政及び町民にかかっています。何ものにも変えがたい自然、風景、文化、人々に育まれた我がふるさと南伊豆町は、誰もが訪れたい・住みたい・暮らしたいと思えるような希望に満ちた『全国に誇れる日本のふるさと』を目指して議会、行政及び町民総参加でのまちづくりを進めましょう。



**官民二元論に限界**

- ・ 公共の利益にかなっているか (Public Interest)
- ・ 自治体が直営でやるべきことか (Role of Government)
- ・ 財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか (Affordability)

- ・ 公共サービスは専ら「行政」が提供
- ・ 「行政」と「公共」の領域はほぼ一致

- ・ 少子高齢化の進展に伴う公共サービスへの新たな期待 = 「公共」の範囲の拡大
- ・ 「団塊の世代」の職員の大量退職や経営資源の制約による  
**「行政」守備範囲の相対的縮小**
- ・ 「行政」と「公共」の領域にズレが発生

**新しい「公共空間」の形成**

- ・ この領域を新に「民間」(住民・企業)が担う取組(アウトソーシング・地域協働)の推進
- ・ 行政の多元化(行政内部への人材派遣等)
- ・ 「行政」と「民間」の多角的な協働による公共的サービスの提供により、「公共」が豊かに
- ・ 「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応

委員会会議等開催経過

会 議 等	内 容
第 1 回 会 議 9 月 8 日(木)	・ 委員任命 ・ 会長選出 ・ 諮問 ・ 趣旨説明 ・ 会議スケジュールの説明
第 2 回 会 議 9 月 30 日(金)	・ 行革推進項目等の検討 ・ 答申案の骨子についての検討
第 3 回 会 議 10 月 18 日(火)	・ 行革推進項目等の検討
自 主 勉 強 会 10 月 21 日(金)	・ 他自治体行政改革の取組み状況 ・ 県実施の財政診断結果について
第 4 回 会 議 10 月 27 日(木)	・ 行革推進項目等の検討
第 5 回 会 議 11 月 14 日(月)	・ 行革推進項目等の検討
第 6 回 会 議 11 月 25 日(金)	・ 行革推進項目等の検討
第 7 回 会 議 12 月 2 日(金)	・ 行革推進項目等の検討 ・ 行革推進委員会審議の中間報告(案)の検討
行政改革講演会 12 月 15 日(木)	NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)による地域経営 講師 大住 莊四郎 氏 ( 関東学院大学経済学部教授 )
第 8 回 会 議 12 月 21 日(水)	・ 行革推進委員会審議の中間報告(案)の検討 ・ 答申案についての検討 ・ 行革推進委員会審議の中間報告 ( 町長に提出 )
第 9 回 会 議 18 年 1 月 11 日(水)	・ 答申案についての検討 ・ 行革推進項目等の検討(自主運行バス事業等について)
第 10 回 会 議 1 月 19 日(木)	・ 答申案についての検討
第 11 回 会 議 1 月 25 日(水)	・ 答申案についての検討
第 12 回 会 議 2 月 9 日(木)	・ 答申案についての検討 ・ 南伊豆町の行政改革に関する答申 ( 町長に提出 )

南伊豆町行政改革推進委員会委員名簿

会長	渡 辺 幸 雄	上賀茂	学識経験者
会長職務代理者	保 坂 好 明	湊	町議会推薦
委員	大野千賀子	湊	学識経験者
委員	佐 藤 保 孝	加 納	学識経験者
委員	清 水 清 一	下小野	町議会推薦
委員	中 川 洋 子	青 野	公募委員
委員	藤 田 仁 郎	子 浦	学識経験者
委員	山 本 幸 雄	大 瀬	公募委員